

議第9号議案

教員の長時間労働の解消対策を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出いたします。

平成29年6月16日提出

提出者	新座市議会議員	工藤	薫
賛成者	〃	笠原	進
	〃	亀田	博子
	〃	高邑	朋矢
	〃	平松	大佑
	〃	塩田	和久

提案理由

教員の長時間労働の解消対策を求めるため、この案を提出する。

## 教員の長時間労働の解消対策を求める意見書

公立小・中学校教員の長時間労働が問題になってからすでに久しいものがありますが、一向に解消の兆しが見えません。文部科学省が10年ぶりに実施した2016年度の公立小・中学校教員の勤務実態調査で、中学校教諭の約6割、小学校教諭の約3割が週60時間以上勤務し、厚生労働省が過労死ラインとしている月80時間以上の残業をしていることが明らかになっています。また、全日本教職員組合の調査でも月100時間を超えて時間外勤務をしている教職員は5人に1人に上っています。特に20代の若い教職員は、月の半分の土、日曜日は学校に来て仕事をしていると答えています。また「とても忙しいと感じ、健康に働けているか不安がある」「定年まで働き続けられるかわからない」と答えています。

病気休職者は年間8,000人、うち約5,000人がうつ病などの精神疾患です。多くの教員が健康を害し、命を脅かされるほど働かされている現状はこれ以上放置できません。

国と自治体は教員の生命・健康を守るためにも、子どもの教育のためにも、直ちに長時間労働を解消する責任があります。

よって、政府は教職員の長時間労働を解消するため、以下の対策を講ずるよう強く要望します。

- 1 教員を大幅に増やし、教員の負担を軽減すること。中でも35人学級の完全実施、教職員定数の抜本的な改善を急ぐこと。
- 2 教職員の長時間労働の大きな要因の一つとなっている部活動について、抜本的な見直しを図ること。
- 3 教職員の勤務時間管理が服務監督権者の責任であることを明文化し、校長による適正な勤務時間管理を制度化すること。
- 4 不要不急の報告書類や業務を思い切って整理し、授業準備と子どもに向き合う時間を勤務時間の中心に置くこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2017年6月 日

文部科学大臣 様

厚生労働大臣 様